

袖 々 浦 市

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

(概要版)

令和 2 年 3 月

袖々浦市

目 次

第 1 章 計画の基本事項	1
第 1 節 計画改定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画の期間	3
第 4 節 計画の範囲	4
第 5 節 計画の対象とする廃棄物	4
第 2 章 ごみ処理基本計画	5
第 1 節 ごみ処理の実績	5
第 1 項 ごみ処理の実績	5
第 2 項 ごみ処理経費	15
第 2 節 ごみ処理の評価	16
第 1 項 前回の計画における目標の達成状況及び評価	16
第 3 節 ごみ処理の課題の抽出	17
第 4 節 ごみ処理基本方針	21
第 1 項 ごみ処理基本方針	21
第 2 項 ごみ処理基本計画の施策	22
第 5 節 ごみ処理基本計画の策定	23
第 1 項 ごみの発生量及び処理量の見通し	23
第 3 章 生活排水処理基本計画	33
第 1 節 生活排水処理の現状と課題	33
第 1 項 生活排水の処理の現状	33
第 2 節 生活排水処理基本方針	35
第 1 項 生活排水処理基本方針	35
第 2 項 生活排水処理計画の施策	36
第 4 章 計画の進行管理	37

第 1 章 計画の基本事項

第 1 節 計画改定の趣旨

本市における廃棄物処理の現状を見ると、ごみの総排出量については、減少傾向にあるものの、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量は、横ばい傾向となっています。

ごみの資源化については、資源回収量が減少傾向にあり、再資源化率も減少傾向となっています。

このようなことから、更なるごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

また、広域廃棄物処理事業として君津地域 4 市の一般廃棄物の中間処理を行っている株式会社かずさクリーンシステム（以下「KCS」という。）については、令和 8 年（2026 年）度末に事業終了となることから、現在、令和 9 年（2027 年）度からの次期広域廃棄物処理施設整備について、安房地域 2 市 1 町（鴨川市、南房総市及び鋸南町）を含めた 6 市 1 町で進めています。

こうした現状を踏まえ、諸課題への対処を図りつつ、持続可能な資源循環型社会への転換を促進するため、市・市民・地域・事業者が一体となって、更なるごみの減量化・資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進し、水環境の保全に努めるため、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を改定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

計画の位置づけを以下に示します。

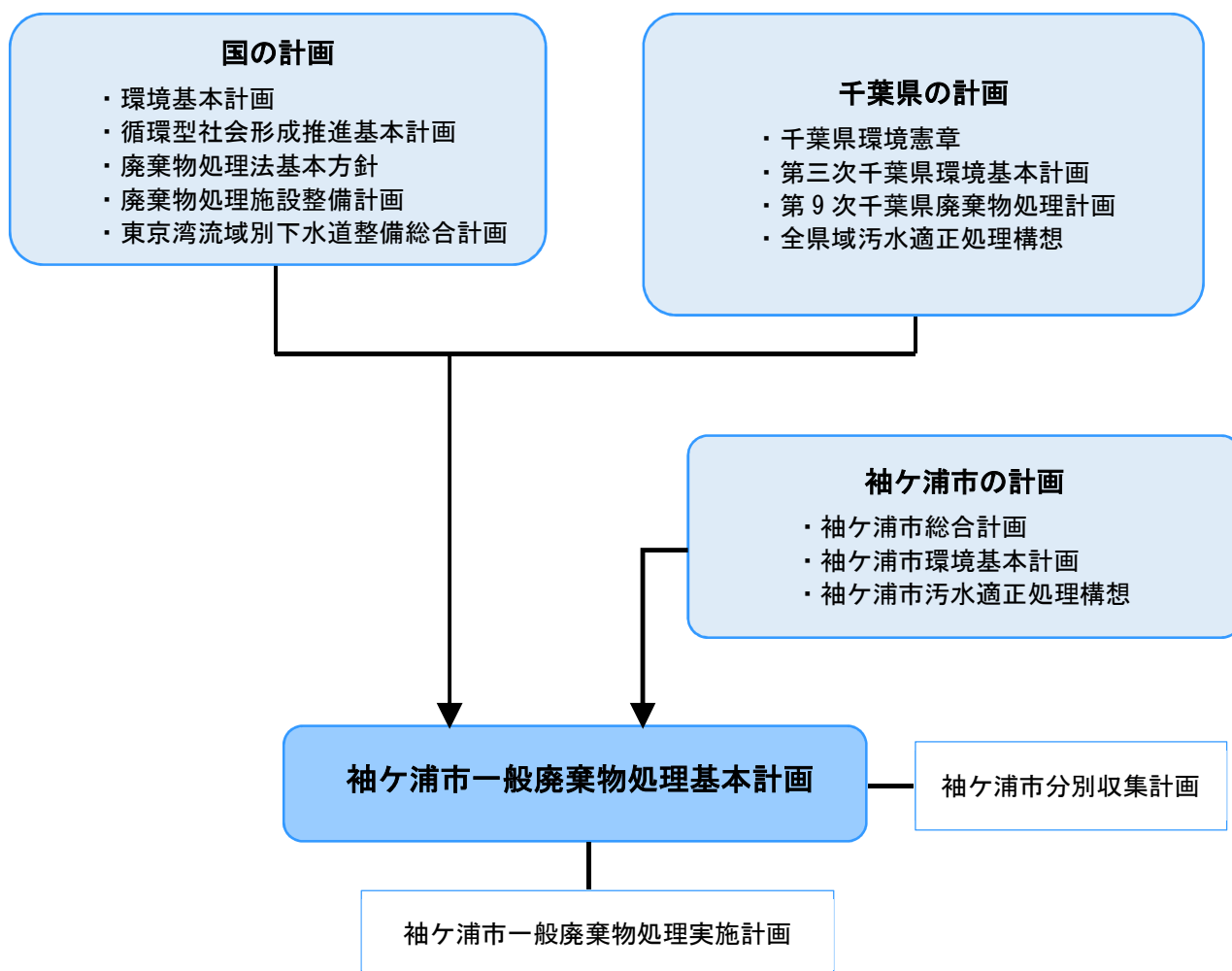


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

第3節 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、廃棄物処理法に基づき概ね10年から15年後に設定し、また、概ね5年ごとに改定することが適当とされています。

本計画では、上位計画である袖ヶ浦市総合計画及び袖ヶ浦市環境基本計画との整合性を図り、令和元年度を計画改定年度とし、令和2年（2020年）度を初年度として、令和13年（2031年）度を目標年度とした12年間を計画期間とします。

また、施策の具体的な評価をするため、令和7年（2025年）度を中間目標年度とします。

ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて、見直すものとします。



図 1-2 計画の期間

第4節 計画の範囲

本計画の対象区域は行政区域内全域とします。

第5節 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市で発生する一般廃棄物（ごみ、生活排水）とします。

なお、生活排水には、し尿及び浄化槽汚泥を含むものとします。

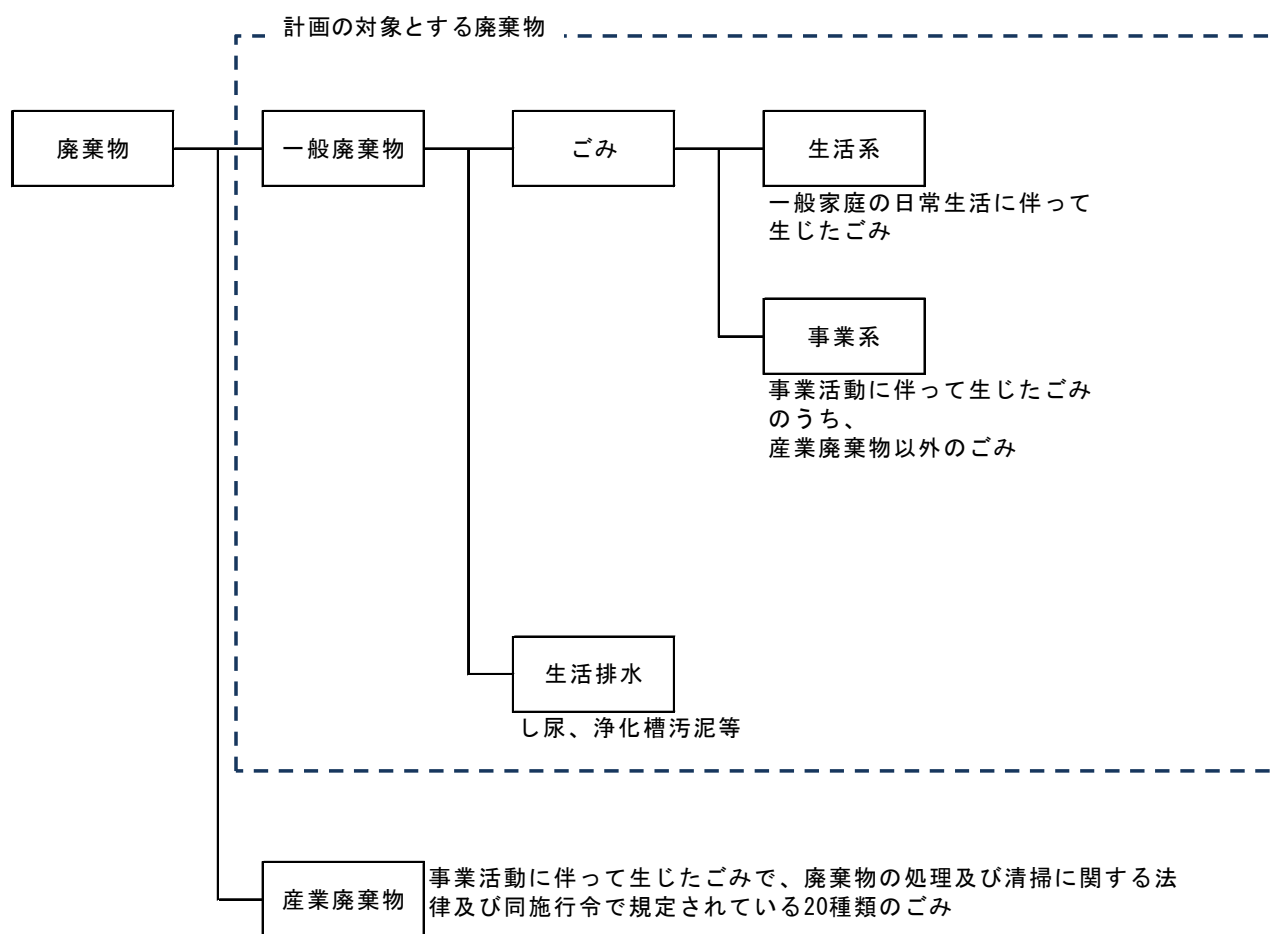


図 1-3 計画の対象とする廃棄物

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の実績

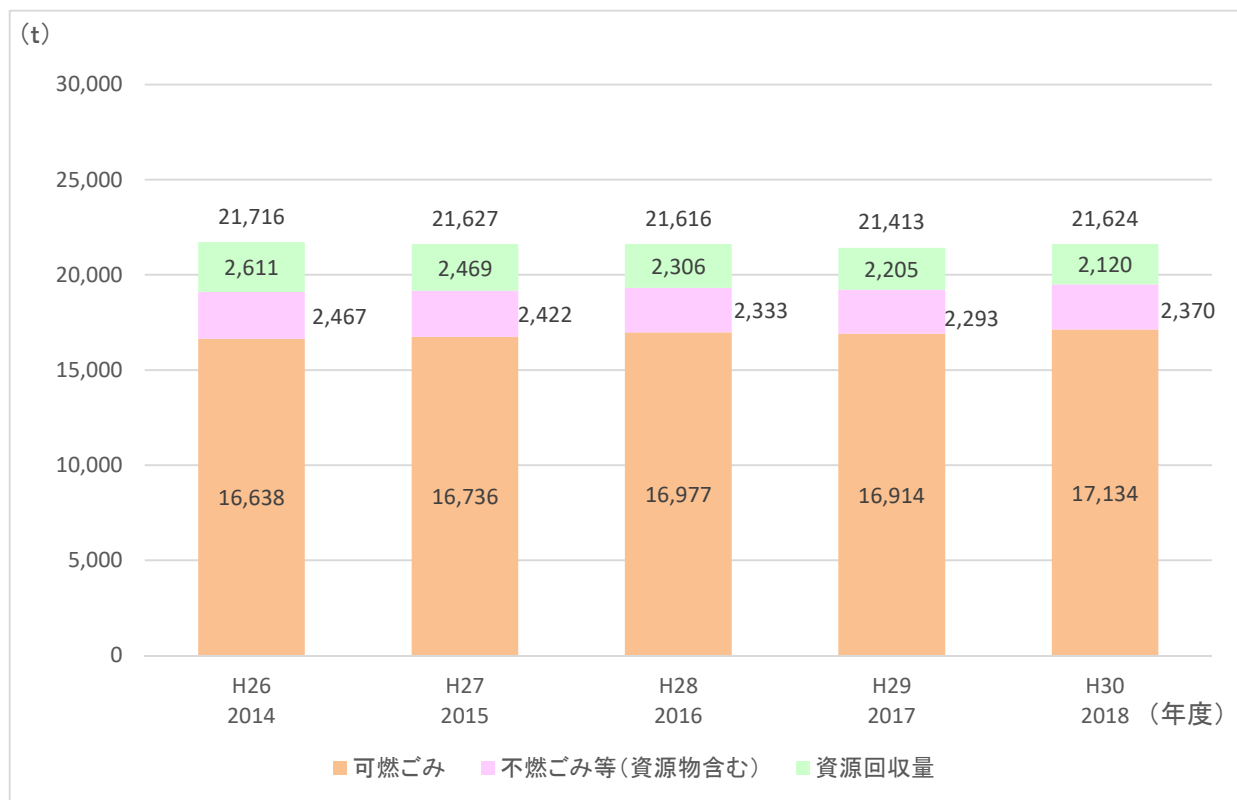
第1項 ごみ処理の実績

1. ごみ量の実績

(1) 総排出量の実績

ごみ総排出量の実績は以下のとおりです。

年間のごみ総排出量は、概ね横ばい傾向にあります。種類別に見ると可燃ごみが約8割を占めています。ごみ総排出量に占める各排出量の割合は、ほとんど変動していません。平成30年（2018年）度では、可燃ごみ79.2%、不燃ごみ等11.0%、資源回収量9.8%となっています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-1 種類別排出量

(2) 排出形態別排出量の実績

排出形態別排出量の実績は以下のとおりです。

平成26年(2014年)度からの推移をみると家庭系ごみは増加傾向にあり、事業系ごみはほぼ横ばい傾向にあります。全体に占める割合では、家庭系ごみが増加しているため、事業系ごみの比率は、やや減少しています。平成30年(2018年)度では、家庭系ごみ66.3%、事業系ごみ23.9%、資源回収9.8%となっています。

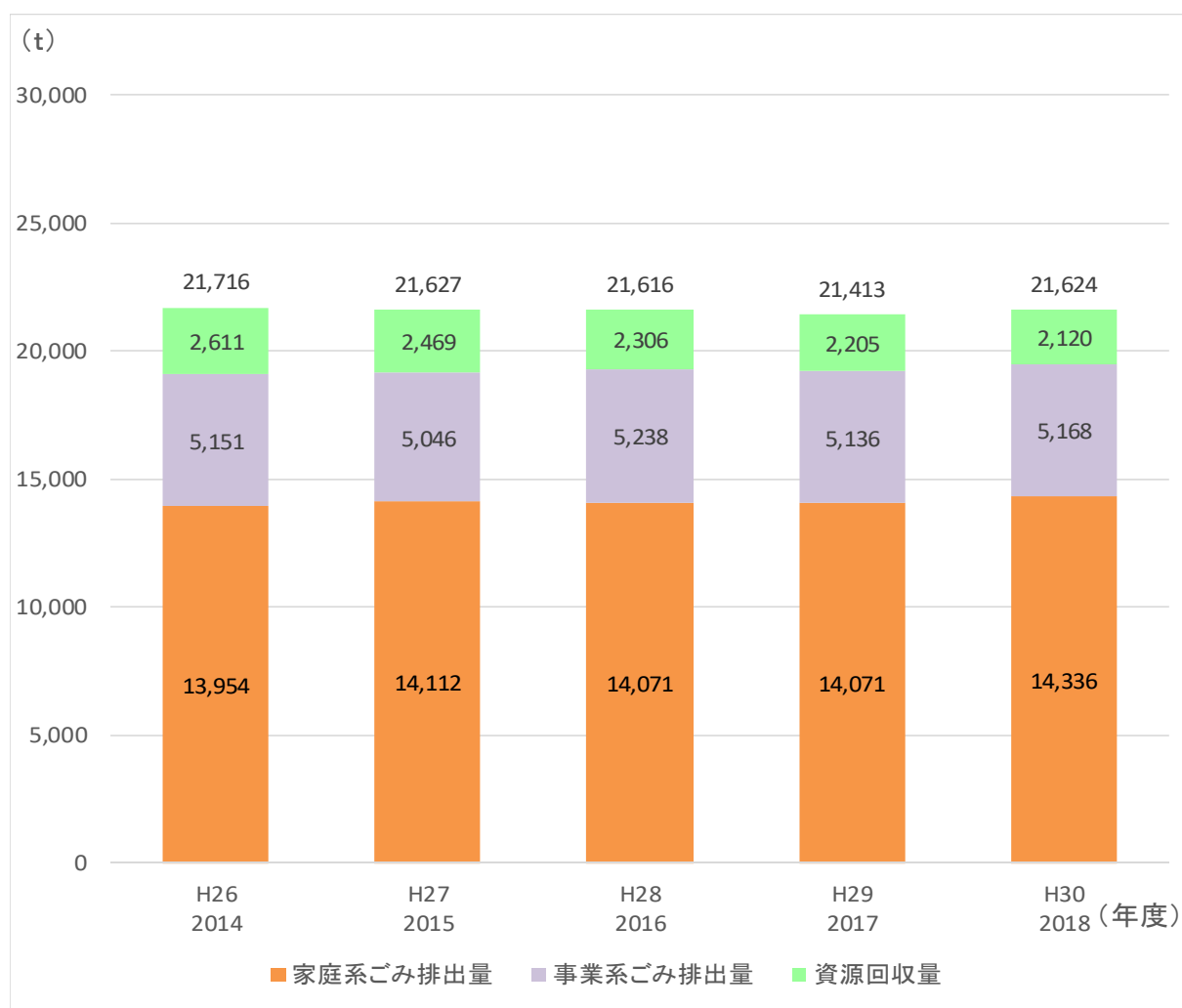
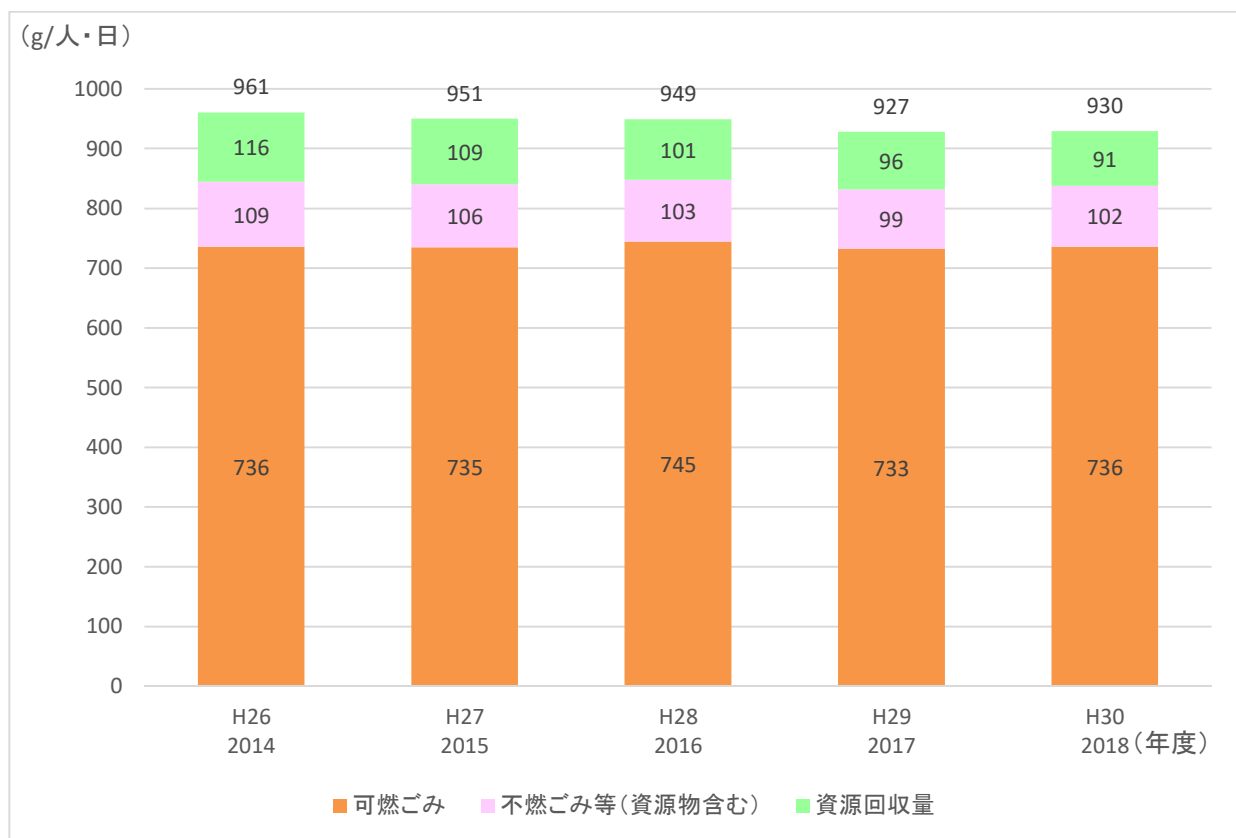


図 2-2 排出形態別排出量

(3) 1人1日当たりのごみの総排出量

1人1日当たりのごみの総排出量は以下のとおりです。

家庭系と事業系を合わせた可燃ごみ、不燃ごみ等は、概ね横ばい傾向を示しています。資源回収量が減少しているため、平成26年（2014年）度以降やや減少傾向で推移しています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

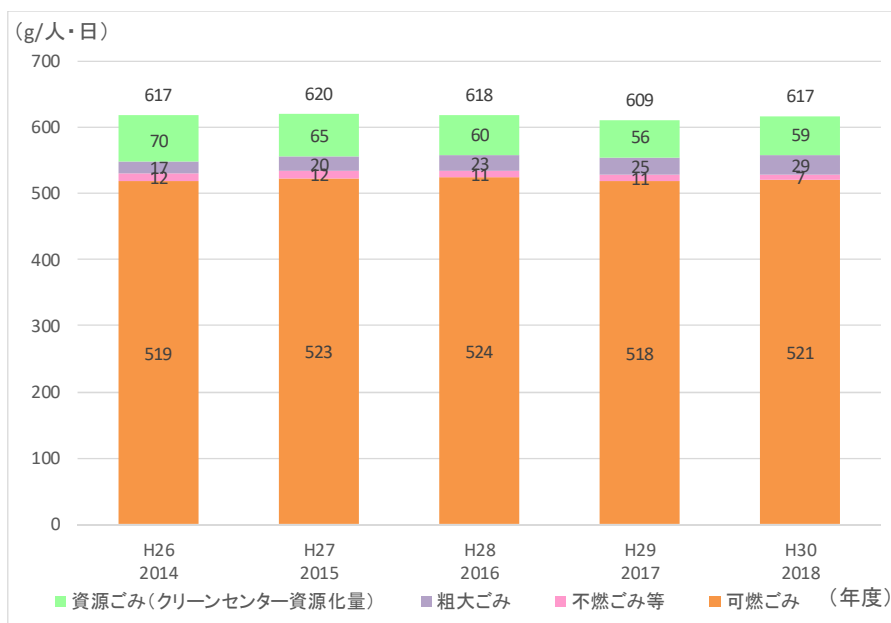
図 2-3 1人1日当たりのごみ総排出量

(4) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は以下のとおりです。

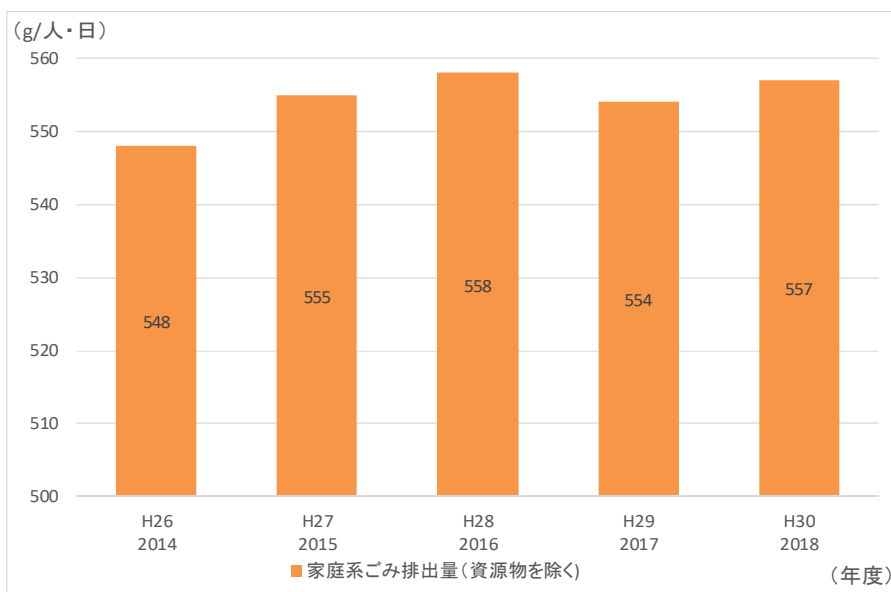
平成26年（2014年）度以降あまり大きな変化はなく概ね横ばい傾向を示しており、平成30年（2018年）度では可燃ごみが排出量の84.6%、不燃ごみが1.1%、粗大ごみが4.7%、資源ごみが9.6%を占めています。

また、資源ごみを除く1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、概ね横ばい傾向を示しており、平成30年（2018年）度では557g/人・日となっております。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-4 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

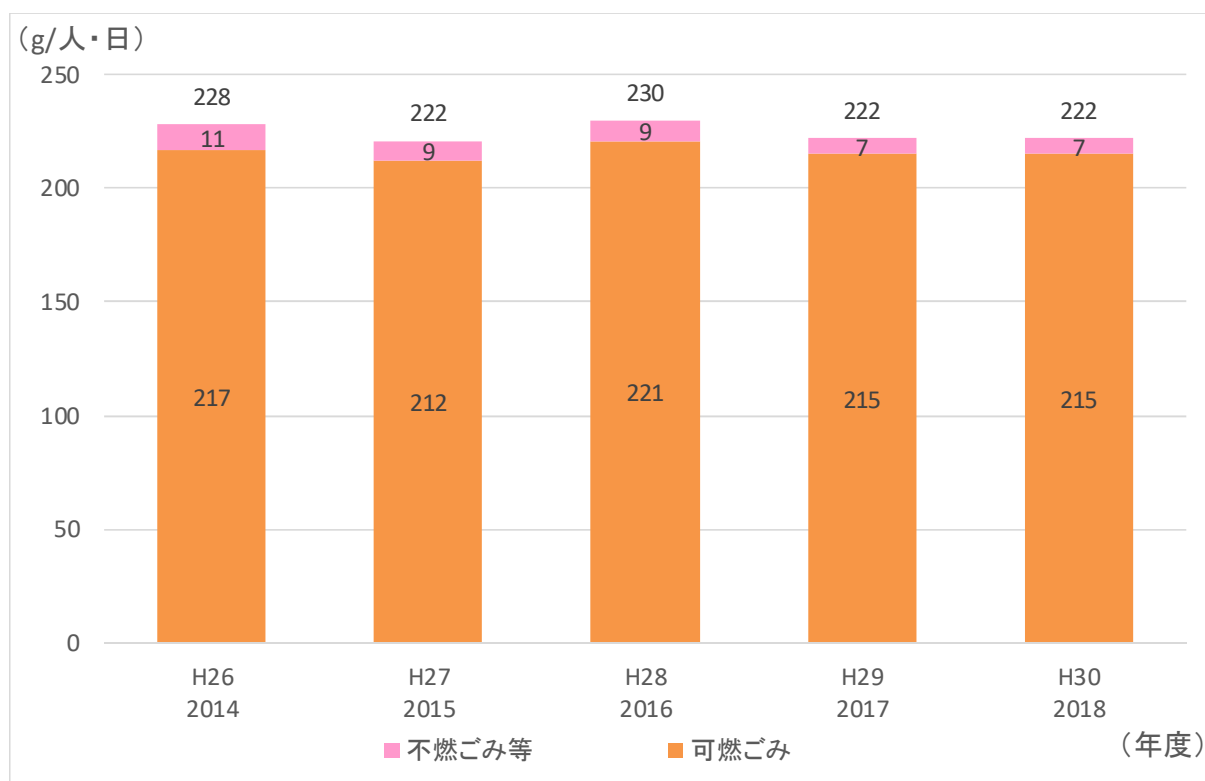


※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

(5) 1人1日当たり事業系ごみ排出量

事業所から排出された1人1日当たりの事業系ごみの排出量は以下のとおりです。
概ね横ばい傾向となっており、減少傾向にはなっていません。平成30年（2018年）度では、可燃ごみ量が約97%を占めています。



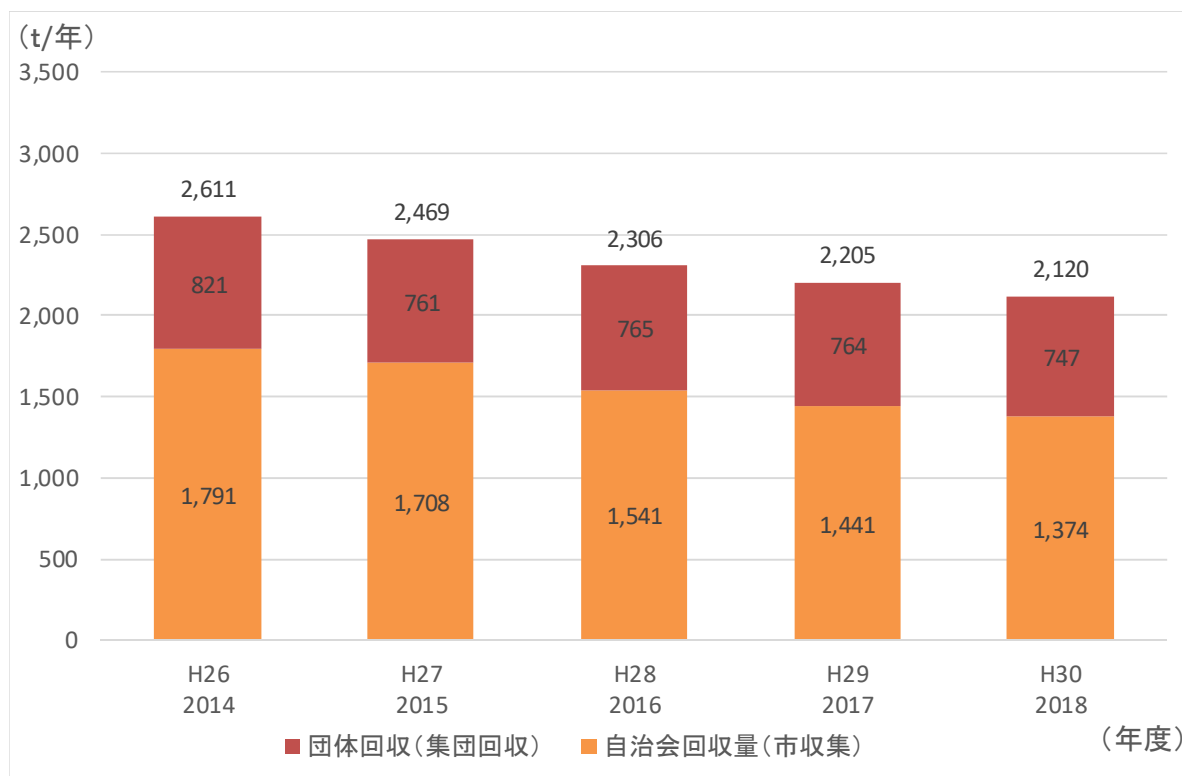
※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-6 1人1日当たり事業系ごみ排出量

(6) 資源回収量

自治会回収と団体回収での資源回収量は以下のとおりです。

平成26年(2014年)度は、自治会回収が年間1,791t、団体回収では821tが回収されていますが、平成30年(2018年)度は、自治会回収が年間1,374t、団体回収が747tと年々減少しています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-7 資源回収量

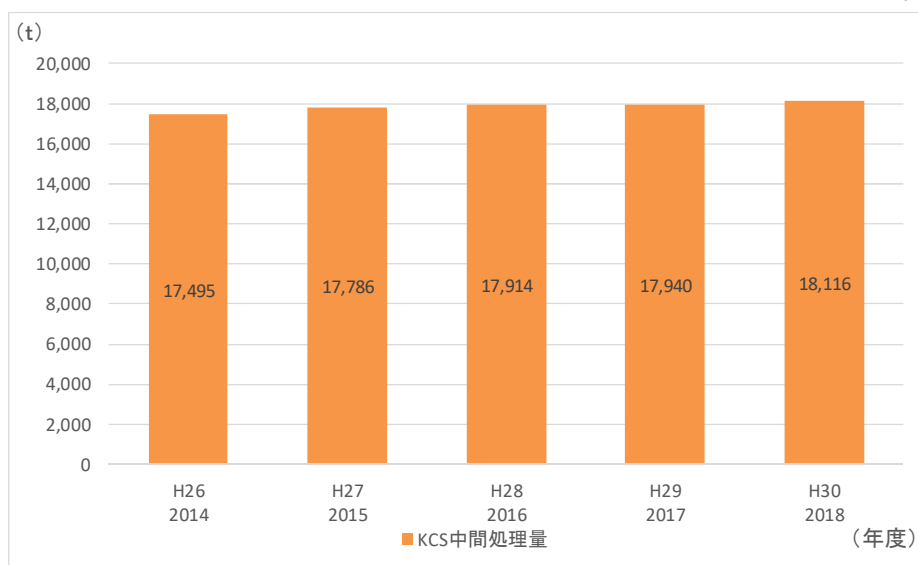
(7) 中間処理の実績

本市のKCSでの中間処理量を図2-8、資源化量と資源化率を図2-9に示します。

可燃ごみは、袖ヶ浦クリーンセンターで一時保管・積み替えを行い、KCSで溶融処理を行っています。溶融処理量は徐々に増加傾向で推移し、平成30年（2018年）度では、18,116tとなっています。

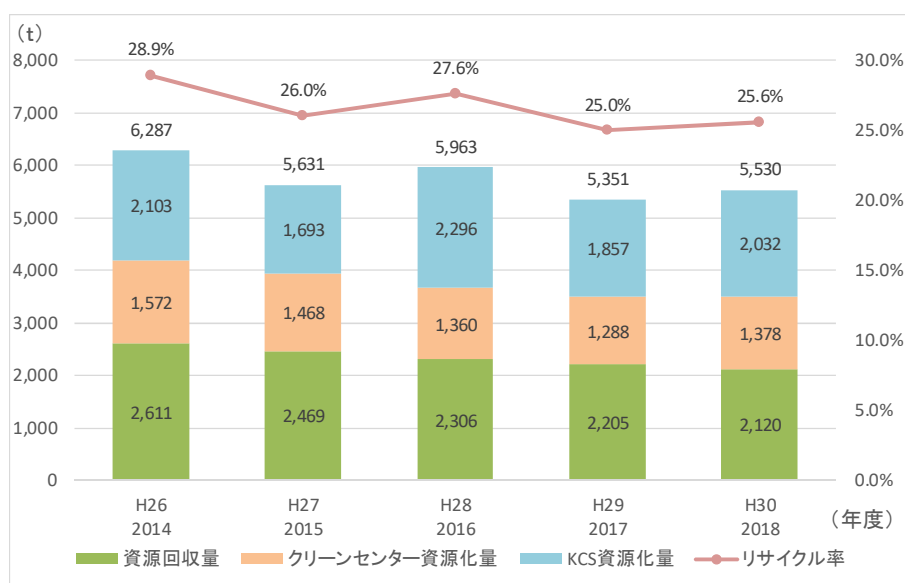
資源化量は、自治会資源回収や団体回収の資源回収量、ごみステーションに排出された資源ごみであるクリーンセンター資源化量、KCSの溶融処理後のスラグ、メタルのKCS資源化量になります。

資源化率は平成30年（2018年）度で25.6%となっています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図2-8 KCS中間処理量



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

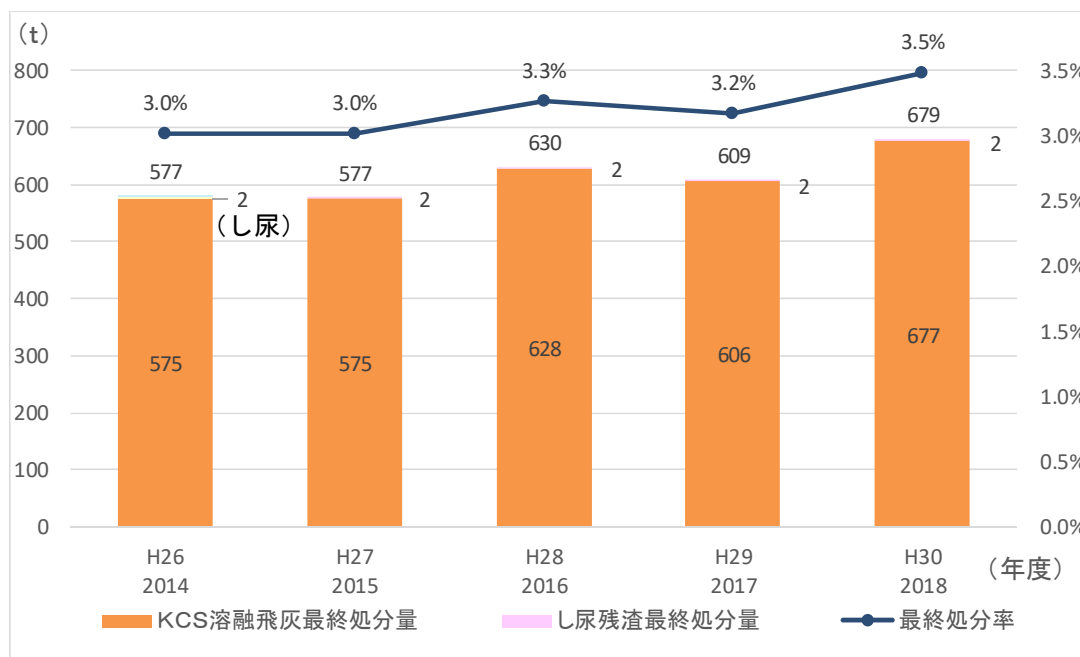
図2-9 資源化量と資源化率

(8) 最終処分の実績

最終処分量は、以下のとおりです。

平成26年（2014年）度以降、やや増加傾向となっています。最終処分率は概ね4%以下で推移しています。最終処分率は全国平均で約10%であるため、全国的に見ても非常に低い割合となっています。

最終処分量が少ない理由は、KCSの溶融処理後のスラグ、メタルの再資源化が寄与しています。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-10 最終処分量と最終処分率

表 2-1 ごみ処理実績一覧

(年度)

	単位	実績				
		H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
年間日数	日	365	366	365	365	365
人口	人	61,927	62,147	62,390	63,251	63,704
ごみの排出量	t/年	19,104	19,158	19,310	19,207	19,504
可燃ごみ合計	t/年	16,638	16,736	16,977	16,914	17,134
不燃ごみ・粗大ごみ等合計	t/年	894	954	973	1,004	993
家庭系ごみ排出量	t/年	13,954	14,112	14,071	14,071	14,336
可燃ごみ	t/年	11,740	11,904	11,935	11,948	12,123
不燃ごみ等	t/年	265	278	255	252	160
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	t/年	1,572	1,468	1,360	1,288	1,378
粗大ごみ	t/年	376	462	521	583	675
事業系ごみ排出量	t/年	5,151	5,046	5,238	5,136	5,168
可燃ごみ	t/年	4,898	4,833	5,041	4,966	5,011
その他	t/年	253	214	197	170	157
資源回収量	t/年	2,611	2,469	2,306	2,205	2,120
自治会回収(市収集)	t/年	1,791	1,708	1,541	1,441	1,374
団体回収(集団回収)	t/年	821	761	765	764	747
ごみの総排出量	t/年	21,716	21,627	21,616	21,413	21,624
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	845	842	848	832	839
家庭系ごみ排出量	g/人日	617	620	618	609	617
可燃ごみ	g/人日	519	523	524	518	521
不燃ごみ等	g/人日	12	12	11	11	7
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	g/人日	70	65	60	56	59
粗大ごみ	g/人日	17	20	23	25	29
(資源物を除く家庭系ごみ排出量)	g/人日	548	555	558	554	557
事業系ごみ排出量	g/人日	228	222	230	222	222
1人1日当たりの自治会回収量(市収集)	g/人日	79	75	68	62	59
1人1日当たりの団体回収量(集団回収)	g/人日	36	33	34	33	32
1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	961	951	949	927	930
1日当たりの事業系ごみ排出量※1	t/日	14	14	14	14	14
KCS中間処理量	t/年	17,495	17,786	17,914	17,940	18,116
資源化量	t/年	6,287	5,631	5,963	5,351	5,530
資源回収量	t/年	2,611	2,469	2,306	2,205	2,120
クリーンセンター資源化量	t/年	1,572	1,468	1,360	1,288	1,378
KCS資源化量	t/年	2,103	1,693	2,296	1,857	2,032
リサイクル量	t/年	6,287	5,631	5,963	5,351	5,530
リサイクル率	-	28.9%	26.0%	27.6%	25.0%	25.6%
最終処分量	t/年	577	577	630	609	679
KCS溶融飛灰最終処分量	t/年	575	575	628	606	677
し尿残渣最終処分量	t/年	2	2	2	2	2
最終処分率	-	3.0%	3.0%	3.3%	3.2%	3.5%
原単位	g/人日	25.5	25.4	27.7	26.4	29.2

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※1表記上は整数としていますが、年間排出量は小数点第1位までの数値で計算しています。

2. ごみの性状

可燃ごみの組成を以下に示します。

採取年度によりばらつきはありますが、紙類の割合が最も多くなっており、厨芥類の割合については、増加傾向にあります。他の項目に関しては、大きく変わっていません。

平成30年（2018年）度は、湿ベースで、紙類が35.1%、ビニールが22.7%、厨芥類が34.5%を占めています。

表 2-2 ごみの組成の推移

		(年度)				
		H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
湿 ベ ー ス	紙・布	41.7%	46.2%	47.9%	44.3%	35.1%
	ビニール	24.8%	19.5%	19.0%	20.9%	22.7%
	木・わら	3.7%	4.5%	7.6%	5.0%	5.8%
	厨芥類	29.1%	28.1%	23.1%	27.8%	34.5%
	不燃物	0.3%	0.9%	1.5%	1.0%	0.5%
	その他	0.7%	0.9%	1.0%	1.1%	1.4%
乾 ベ ー ス	紙・布	50.1%	54.3%	55.5%	51.9%	44.4%
	ビニール	34.4%	26.8%	24.7%	27.3%	32.4%
	木・わら	3.0%	3.9%	7.3%	4.8%	5.8%
	厨芥類	11.4%	12.9%	9.3%	13.4%	15.3%
	不燃物	0.4%	1.3%	2.3%	1.6%	0.7%
	その他	0.6%	0.8%	0.8%	1.0%	1.4%

※四捨五入しているため合計が100にならないところがあります。

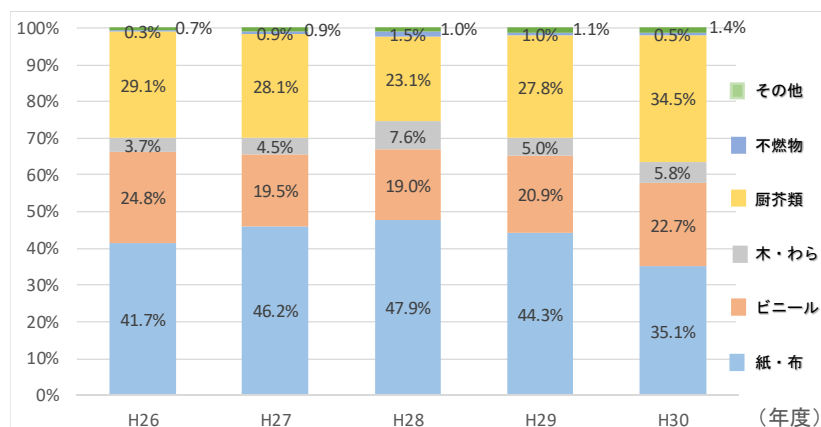


図 2-11 可燃ごみの組成分析（湿ベース）

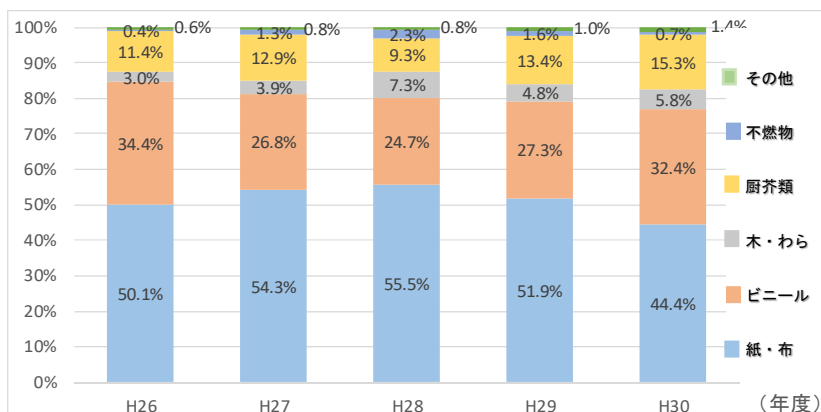


図 2-12 可燃ごみの組成分析（乾ベース）

第2項 ごみ処理経費

ごみ処理に係る経費の状況を以下に示します。

平成30年（2018年）度で処理経費の約70%を中間処理費が占めています。1人当たり経費は約16,000円/年、1t当たり経費は約47,000円です。

表 2-3 処理経費

（年度）
（単位：千円）

区分	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
建設・改良費	20,444	16,578	17,689	22,930	100,020
収集運搬費	161,887	167,368	167,471	173,579	177,504
中間処理費	クリーンセンター分	199,798	197,582	194,012	198,403
	KCS	632,401	637,228	556,889	524,330
最終処分費	25,388	24,483	26,522	25,484	28,186
車両購入費・その他	133	126	121	120	695
合計	1,040,051	1,043,365	962,704	944,146	1,028,236
1人当たりの処理経費(円)	16,795	16,789	15,430	14,691	16,141
1t当たりの処理経費(円)	47,894	48,243	44,538	43,395	47,551

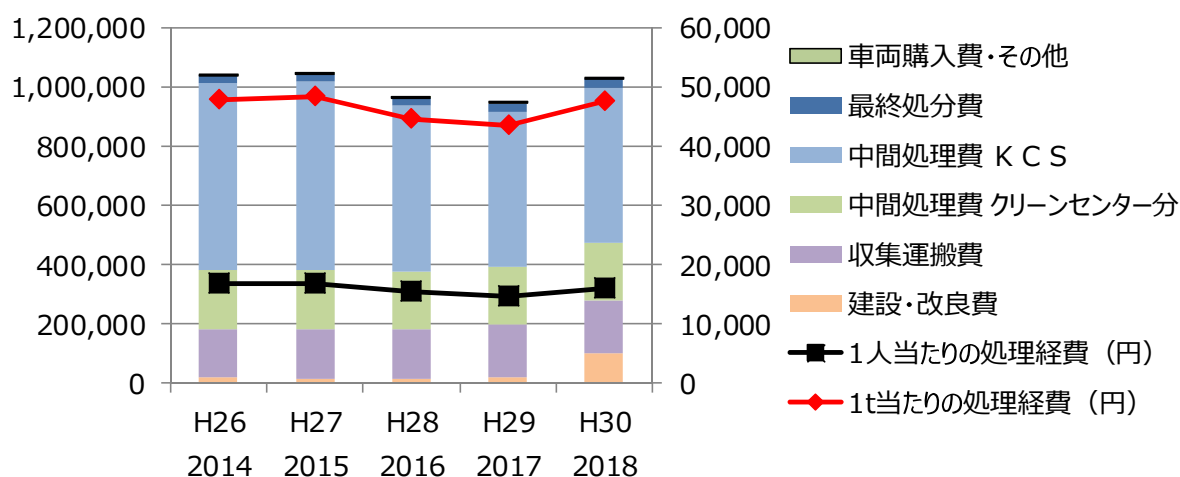


図 2-13 処理経費

第2節 ごみ処理の評価

第1項 前回の計画における目標の達成状況及び評価

1. 前回の計画における目標値の達成状況

平成26年（2014年）に策定した袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画に定めた平成30年（2018年）度実績値における達成状況について以下に示します。

1人1日当たりのごみ総排出量、ごみ排出量（資源回収量を除く）の原単位については、すでに平成31年（2019年）度の目標値を達成しています。

表 2-4 目標値の達成状況

項目	単位	平成30年度 実績値 (2018年度)	平成31年度 目標値 (2019年度) (中間)	平成36年度 目標値 (2024年度)	評価
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	930	965.0	945.0	○
1人1日当たりのごみ排出量 (資源回収量を除く)	g/人・日	839	850.0	820.0	○
リサイクル率	%	25.6	31.5	33.0	△
最終処分量	t	677	660	630	△
リサイクルを実践している市民の割合	%	83.9※	85	90	△

○：平成31年度目標値に対して100%以上の達成率

△：平成31年度目標値に対して80%以上100%未満の達成率

×：平成31年度目標値に対して80%未満の達成率

※平成31年4月から令和元年5月実施の袖ヶ浦市市民意識調査

2. 前回の計画における目標値の評価

(1) 1人1日当たりのごみ総排出量及びごみの排出量（資源回収量を除く）

平成30年（2018年）度時点において、平成31年（2019年）度目標値を下回っており、達成できる見込みです。これは、家庭系ごみの排出量が、前回計画の基準年度である平成25年（2013年）度と比較し、減少したことが考えられます。事業系ごみについては、あまり減少していないことから、事業者に対し、引き続き、適正な処理方法やリサイクルについて、啓発をしていく必要があります。

(2) リサイクル率

平成30年（2018年）度時点において、平成31年（2019年）度目標値を下回っており、達成が困難な状況です。これは、古紙の回収量が減少したほか、容器

の重量自体が減量されていること、スーパーマーケット等での資源物の拠点回収が普及したこと等が理由として挙げられます。

(3) 最終処分量

平成30年（2018年）度時点において、平成31年（2019年）度目標値を上回っており、達成が困難な状況です。これは、可燃ごみの量が増加したことによること等が理由として挙げられます。

(4) リサイクルを実践している市民の割合

調査時点において、平成31年（2019年）度目標値を下回っており、達成が困難な状況です。引き続き、啓発等を行う必要があります。

第3節 ごみ処理の課題の抽出

本市のごみ処理に関する課題を次の表に示します。

表 2-5 ごみ処理の課題

1. 排出抑制・分別排出に関する課題	
(1) 1人1日当たりのごみ総排出量の削減	平成30年（2018年）度における本市の市民1人1日当たりのごみ総排出量は930gでした。排出量は減少傾向にあり、中間目標である965gは、達成することができました。しかし、全国や千葉県の平均と比較すると高い状況であることから、更なるごみの減量化に取り組む必要があります。 <1人1日当たり排出量 一般廃棄物処理事業実態調査（平成29年度・2017年度）> 国：920g/人・日、千葉県：903g/人・日、袖ヶ浦市：935g/人・日
(2) 家庭系ごみ処理手数料（ごみ指定袋）の見直し	平成13年（2001年）7月にごみ指定袋制度を導入し、1人1日当たりのごみ総排出量は、減少傾向にあります。全国平均を上回っており、家庭系のごみ排出量は、横ばい傾向となっていることから、一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図る必要があります。ひとつの手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できるごみ処理手数料の見直しを検討しています。
(3) 事業系ごみ処理手数料の見直し	事業系ごみの排出量については、概ね横ばい傾向にあり、排出量の減少が見られないことから、引き続き、排出量の削減とリサイクルについて、啓発するとともに、ごみ処理経費の適正な負担を目的として、手数料の見直しについても検討します。

	(4) リサイクル率の向上に向けた取り組み 平成30年(2018年)度におけるリサイクル率は25.6%となっており、前計画の基準年度であった平成25年(2013年)度以降減少傾向が続いています。県平均(29年度:22.3%)・全国平均(29年度:20.2%)と比較して高いリサイクル率となっていますが、さらにリサイクル率向上に向けた施策を検討する必要があります。 ＜リサイクル率 一般廃棄物処理事業実態調査(平成29年度・2017年度)＞ 国:20.2%、千葉県:22.3%、袖ヶ浦市:25.0% (5) 2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の推進 資源の適正な循環的利用において、3Rの推進が重要ですが、リサイクル(再生利用)と比較して、2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取り組みを推進する必要があります。生活全体において2Rを推し進めるため、容器包装の削減や、リユース市場の拡大といった取り組みが求められています。 (6) 家庭系可燃ごみの減量化・資源化の取り組み 家庭から排出される可燃ごみについては、排出量は、横ばい傾向で、性状については、約40%が紙・布類、約30%が厨芥類(生ごみ)となっています。紙・布類については、資源物となるものも含まれており、厨芥類については、水分を多く含んでいることから、ごみの減量化・資源化の取り組みについて、啓発等を拡充していく必要があります。 (7) 自治会回収や団体回収の推進 自治会回収や団体回収の資源回収量については、電子書籍の普及による紙媒体の減少やびん・缶等の容器の軽量化により、減少傾向にあるが、活動団体を増やすことにより、さらなる資源化の推進を図る必要があります。 (8) 食品ロスの取り組みについて 本来、食べられるのにも関わらず廃棄されている食品ロスが問題となっていることから、市民、事業者に対し、啓発等を行い、ごみの減量化の推進を図る必要があります。
2. ごみ処理(収集運搬・中間処理・最終処分)に関する課題	
	(1) 効率的な収集ルートを検討 現在の収集ルート及び収集日は、クリーンセンター建設以降、原則として変更されていませんでしたが、平成31年(2019年)度より袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業地区は、新収集ルートでの収集を実施しています。今後においても効率の良い収集ルートの検討を行い、適宜ルートの見直しを行う必要があります。

	(2) ごみステーションの維持管理について ごみステーションは利用者相互で管理する必要がありますが、維持管理に参加しない市民が増加しており、引き続き、広報紙等において、啓発等を図っていく必要があります。 (3) 最終処分量の削減について 平成 30 年（2018 年）度における最終処分量は 679 t で、市民 1 人 1 日当たりの最終処分量は、29g となっており、平成 26 年（2014 年）度以降は、ほぼ横ばい傾向が続いています。県平均（29 年度・2017 年度：64g）・全国平均（29 年度：83g）と比較すると高水準ですが、全国的に最終処分場の容量は、減少傾向にあることから、引き続き、ごみの排出抑制等を推進する必要があります。 ＜最終処分量原単位 一般廃棄物処理事業実態調査 （平成 29 年度・2017 年度）＞ 国：83g、千葉県：64g、袖ヶ浦市：26g
3. ごみ処理施設に関する課題	
	(1) 次期君津地域広域廃棄物処理事業について 可燃ごみの処理は、KCS に全量委託しているところですが、稼働期間は基本協定により令和 8 年（2026 年）度末までとなっており、協定期間終了後の処理について、令和 9 年（2027 年）度より安房 2 市 1 町も参加した（仮称）君津地域広域廃棄物処理事業において新施設が稼働予定となっております。稼働に向けて、協議会を設置し、事務を共同して執行しています。 (2) クリーンセンター施設の長寿命化等について ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設は建築から 30 年以上経過し、老朽化への対応として、既存施設の計画的・効率的な維持管理や更新（施設の長寿命化や延命化）について検討する必要があります。ただし、旧ごみ処理施設のうち、焼却施設の解体については、ダイオキシン類対策の必要から多額の費用がかかるため、交付金等を最大限利用した計画を検討する必要があります。
	(3) 市保有一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理について 袖ヶ浦クリーンセンター内の一般廃棄物最終処分場については、引き続き適正に維持管理する必要があります。久保田最終処分場については、県と協議の上、平成 30 年（2018 年）度末に完全閉鎖になりましたが、廃棄物処理法の指定区域に指定されており、形状変更が認められないため、土地活用については、難しい状況です。
4. その他ごみ処理に関する課題	
	(1) 大規模災害時の円滑な廃棄物処理体制の整備について 東日本大震災では、大量の災害廃棄物が発生し、その処理が問題となりました。本市においても、地震や河川の氾濫等の大規模災害が発生した場合の

	処理方法が課題となっていることから、災害廃棄物処理基本計画等を策定し、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物の処理を実施できる体制の整備を進めていきます。
	(2) 適正処理困難物の対応について 家庭から排出される一般廃棄物であっても、市で処理することが困難な廃棄物があり、他の自治体でも同様の問題を抱えています。これらを適正に処理するには、生産事業者による対策のみならず、広域的な問題として国・県による処理指針等の作成を要望する必要があります。
	(3) 不法投棄・不適正保管の取り組みについて 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶に向け、引き続き排出者責任を基本として、行政、事業者、市民が一体となった取り組みを進める必要があります。また、個々の事案については、監視の強化等による未然防止策を第一とするとともに、不法投棄・不適正処理が発生した場合には、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底する必要があります。

第4節 ごみ処理基本方針

第1項 ごみ処理基本方針

循環型社会の実現のためには、ごみの発生を抑え、資源化を継続していく必要があります。また、住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、市民・地域・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と新たな施策への取り組みが求められています。

そこで、廃棄物をめぐる社会状況の変化等を十分に考慮して、本市におけるごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1：市民・地域・事業者・行政の協働による循環型社会づくりの推進

市民や事業者は、ごみ減量化・再資源化についての意義や取り組みについて、正しい認識を持ってきていることから次のステップとして実践に移し、行政は、様々な機会を通じて市民・事業者への環境学習や啓発を行うとともに、地域との協働による再資源化やごみ排出ルールの徹底に取り組みます。

基本方針2：3R型ライフスタイルの推進

市民は、ごみを出さない取り組み、物を大切にし、繰り返し利用できるものは再利用する取り組み、それでも出てしまったごみは資源として再生利用するという3R型ライフスタイルを心掛けて生活します。

地域は、3R型ライフスタイルに係る活動に積極的に参加し、リサイクル等を推進します。

事業者は、長期使用が可能な質の高い製品を供給するとともに、リサイクル等を徹底します。

行政は、資源回収自治会事業等のリサイクル等への取り組み等を推進するとともに、市民・地域・事業者の3R活動への支援に取り組みます。

基本方針3：廃棄物の適正な循環利用と不法投棄・不適正処理対策の強化

安定・継続性に優れた従来のごみ処理システム（収集運搬・再資源化・中間処理・最終処分）を継続しつつ、更なる資源循環に優れ、震災等を考慮したごみ処理システムの構築に取り組みます。

また、不法投棄・不適正処理を撲滅するため、市民・地域・事業者と協力し、パトロール等を実施するとともに、断固たるメッセージを発信し続けます。

第2項 ごみ処理基本計画の施策

1. 施策の体系

3つの基本方針を実現するため、本市が進める具体的な施策は以下のとおりです。

課題
排出抑制・分別排出に関する課題 - 家庭・事業系ごみの減量化・資源化 - ごみ処理手数料の見直し - リサイクル率の向上 - 容器包装の削減、リユース市場の拡大 - 食品ロス削減の推進
ごみ処理（収集運搬・中間処理・最終処分）に関する課題 - 収集日・収集ルートの見直し - ごみステーションの維持管理 - 最終処分量の減量化 - 最終処分場の利用方法
ごみ処理施設に関する課題 - 広域廃棄物処理事業の検討 - 既存施設の維持管理 - 久保田最終処分場の活用
その他ごみ処理に関する課題 - 災害廃棄物対策 - 処理困難物の対応 - 不法投棄・不適正排出

基本方針
基本方針1 市民・地域・事業者・行政の協働による循環型社会づくりの推進
基本方針2 3R型ライフスタイルの推進
基本方針3 廃棄物の適正な循環利用と不法投棄・不適正処理対策の強化

計画項目	具体的な取り組み
ごみ排出抑制計画	No.1 ごみ減量化・資源化教育、普及啓発の充実
	No.2 生ごみの排出抑制
	No.3 町定校の排出抑制
	No.4 家庭系ごみ処理手数料の見直し
	No.5 事業系ごみ処理手数料の見直し
	No.6 ごみ収集日の見直し
	No.7 一般廃棄物排出事業者への減量化・資源化指導徹底
	No.8 ごみガイドブックの作成
	No.9 ごみ出しルール遵守の指導
	No.10 環境学習などによる啓発【新緑】
	No.11 食品ロス削減についての啓発【新緑】
	No.12 他にもできる、ごみ減量化・資源化のアイデア作成【新緑】
ごみ分別排出計画	No.13 住民団体による集団回収の促進
	No.14 小売家電リサイクルの推進
	No.15 容器包装プラスチックリサイクルの検討
	No.16 生ごみリサイクルの検討
	No.17 ごみカレンダーの配布
	No.18 収集ルートの見直し
	No.19 高齢者等ごみ出し支援サービスの調査検討
ごみ収集・運搬計画	No.20 ごみステーションの管理徹底
	No.21 事業系ごみ搬入物検査の実施
	No.22 資源物持ち去り行為対策
	No.23 事業系ごみのごみステーション混入対策
	No.24 クリーンセンターにおける資源物回収
	No.25 可燃ごみの資源化
	No.26 町定校の資源化
ごみ中間処理計画	No.27 最終処分場の確保
	No.28 市保有最終処分場の管理維持
	No.29 市保有最終処分場の拡張検討
	No.30 次期広域廃棄物処理施設の整備検討
ごみ最終処分計画	No.31 資源物選別・一時保管施設の整備推進
	No.32 既存施設の整備方針の検討
	No.33 災害廃棄物処理計画の策定
	No.34 適正処理困難物への対応
その他ごみ処理に関する計画	No.35 不法投棄の防止対策
	No.36 環境物品の使用及びびグリーン購入の促進

数値目標
【中間目標年度】 令和 7年度（2025年度） 【目標年度】 令和13年度（2031年度） 【数値目標1】 ごみ排出量の削減目標 1人1日当たりの ごみの総排出量 令和 7年度：850g以下 令和13年度：830g以下 【数値目標2】 家庭系ごみ削減目標 1人1日当たりの家庭系ごみ （資源物を除く）排出量 令和 7年度：488g以下 令和13年度：440g以下 【数値目標3】 再生利用の目標 リサイクル率 令和 7年度：27%以上 令和13年度：30%以上 【数値目標4】 最終処分量の削減目標 年間最終処分量 令和 7年度：613t以下 令和13年度：575t以下 【数値目標5】 市民意識の目標 リサイクルを実践している 市民の割合 令和 7年度：90%以上 令和13年度：93%以上

図 2-14 施策体系

第5節 ごみ処理基本計画の策定

第1項 ごみ発生量及び処理量の見通し

ごみ排出量の予測フローを以下に示します。

国・県の基本方針等との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定します。

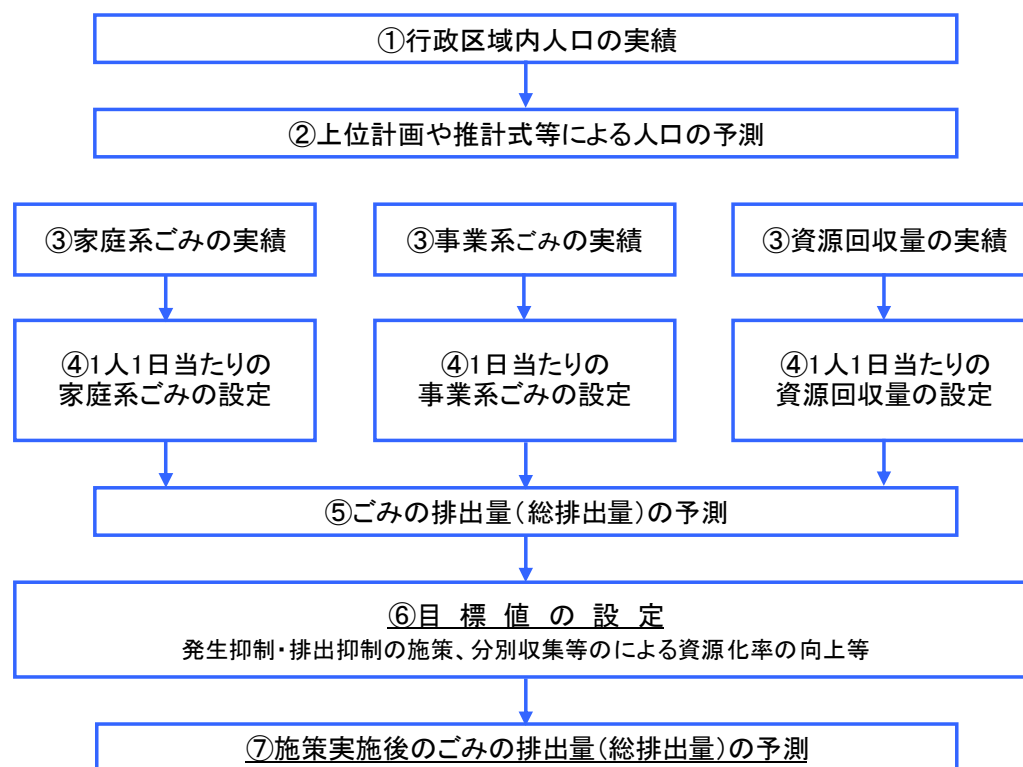
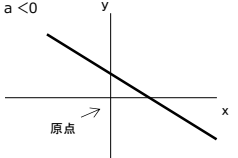
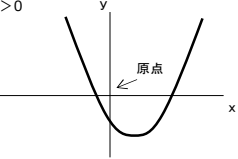
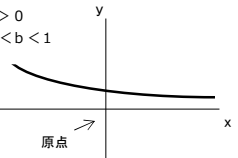
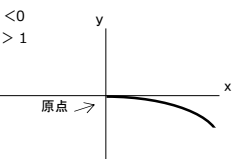
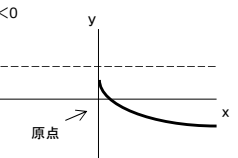
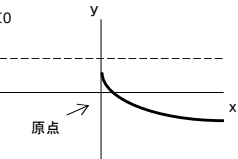
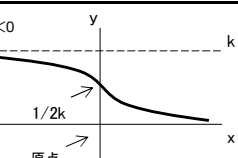


図 2-15 排出量の予測フロー

- ① 行政区域内人口の実績を整理します。
- ② 上位計画（総合計画など）により、将来の人口を予測します。
- ③ 家庭系ごみ量、事業系ごみ量、資源回収量の過去5年間の実績を整理します。
- ④ ③の傾向を踏まえ、将来の1人1日当たりの家庭系ごみ量、1日当たりの事業系ごみ量、1人1日当たりの資源回収量を推計式などを用いて設定します。
- ⑤ 設定した1人1日当たりの家庭系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した1日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。資源回収量は、家庭系ごみ同様の算出をします。
- ⑥ 目標値を設定します。国や県の目標を踏まえ、ごみの発生を抑える施策（リデュース）、ごみとしないので再使用・再生利用する施策（リユース・リサイクル）など、既存の施策と新たな施策を検討し、削減量を決めます。
- ⑦ 施策の実施あるいは目標値の設定に合わせて、ごみの排出量、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、資源回収量を算出します。

④で用いる推計式を以下に示します。本計画では、7通りの推計式から相関関係を把握し、将来量の予測、検討をします。

表 2-6 将来予測に用いる推計式

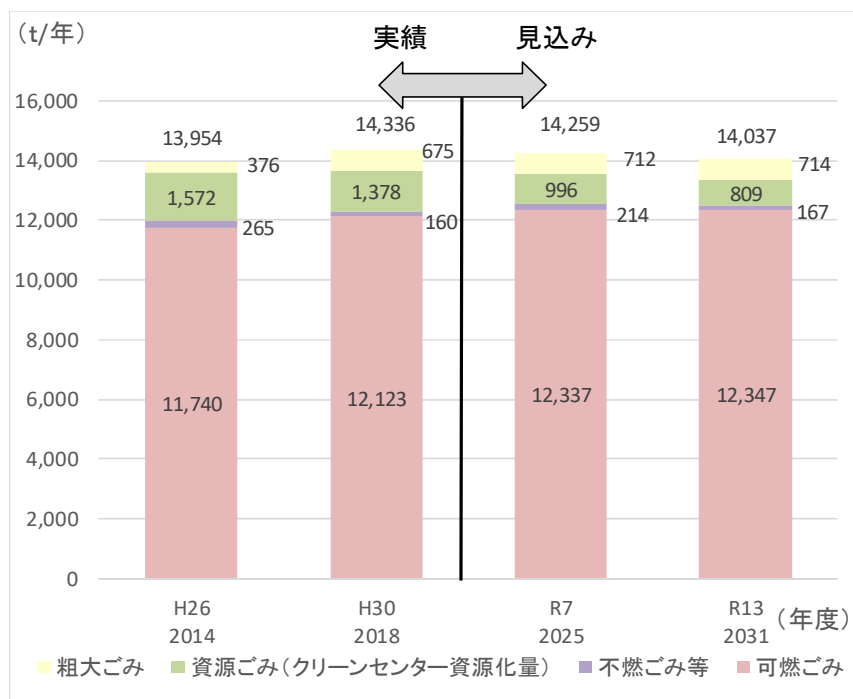
推計式	推 計 式	特 徴
一次傾向線 $y = a \cdot x + b$		最も基本となる式であり、傾きが一定で推移する直線式。
二次傾向線 $y = a \cdot x^2 + b \cdot x + c$		放物線状のグラフとなる曲線式。
一次指数曲線 $y = a^x \cdot b$		年次とともに緩やかに増減していく曲線式。
べき乗曲線 $y = a \cdot x^b$		年次とともに徐々に増減率が大きくなっていく曲線式。
ルート式 $y = a \cdot \sqrt{x} + b$		年次とともに徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線式。
対数式 $y = a \cdot \log(x) + b$		年次とともに徐々に増減率が収束していく曲線式。
ロジスティック式 $y = k / (1 + e^{a-bx})$		最初は増加（減少）し、中間でその増加率（減少率）が最大になった後、無限年後に飽和に達する曲線式。

※y=人口あるいはそれぞれの排出量等原単位、x=年度数、a、b、c=実績値から定められる係数

1. 種類別ごみ排出量の予測

(1) 家庭系ごみ排出量の見通し

現状の傾向が継続した場合の家庭系ごみは、令和7年（2025年）度に14,259t、令和13年（2031年）度に14,037tと減少傾向で推移すると見込まれます。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-16 家庭系ごみ排出量の見通し

(2) 事業系ごみ排出量の見通し

現状の傾向が継続した場合の事業系ごみは、令和7年（2025年）度に5,154t、令和13年（2031年）度に5,168tとなることを見込まれます。

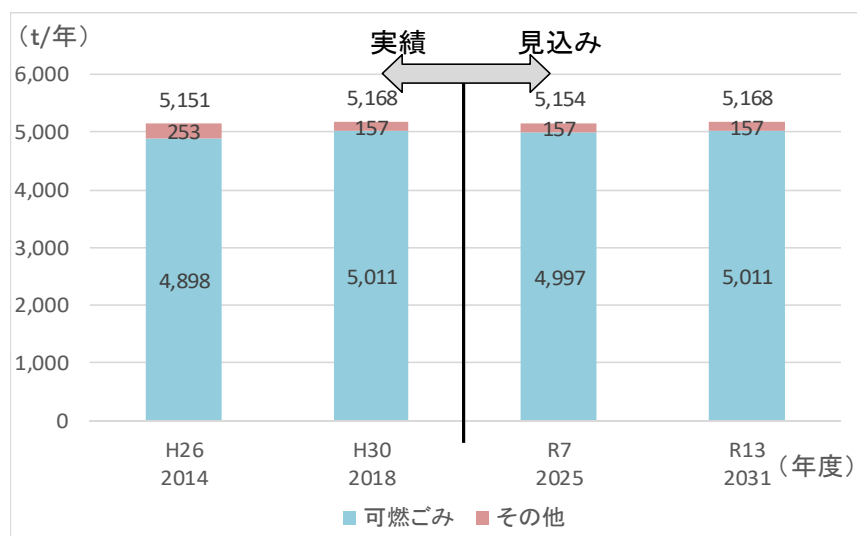
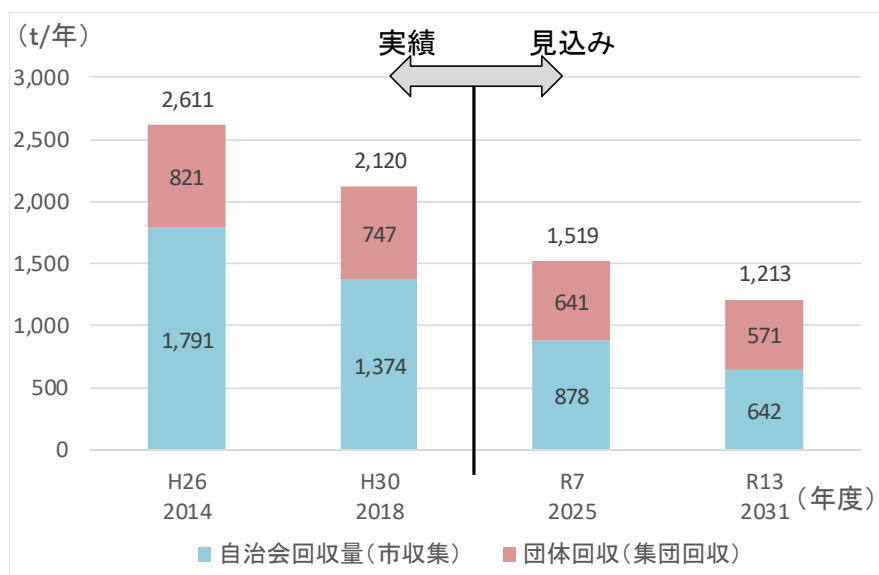


図 2-17 事業系ごみ排出量の見通し

(3) 資源回収量の見通し

現状の傾向が継続した場合の資源回収量は、令和7年（2025年）度に1,519t、令和13年（2031年）度に1,213tと年々減少すると見込まれます。



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図 2-18 資源回収量の見通し

(4) ごみ総排出量の見通し

(1) ～ (3) までを合わせた排出量の見通しは、以下ようになります。令和7年（2021年）度に20,932t、令和13年（2031年）度に20,418tとなり、緩やかに減少すると見込まれます。

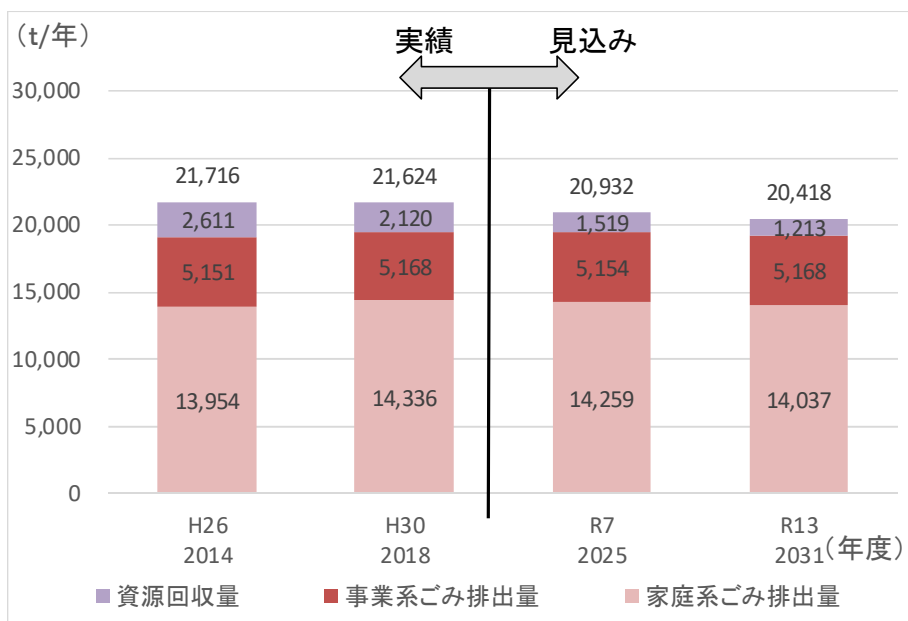


図 2-19 ごみ総排出量の見通し

表 2-7 ごみ排出量の見通し

(年度)

	単位	実績		見通し	
		H26 2014	H30 2018	R7 2025	R13 2031
年間日数	日	365	365	365	366
人口	人	61,927	63,704	65,000	65,000
ごみの排出量	t/年	19,104	19,504	19,413	19,205
可燃ごみ合計	t/年	16,638	17,134	17,334	17,358
不燃ごみ・粗大ごみ等合計	t/年	894	993	1,083	1,038
家庭系ごみ排出量	t/年	13,954	14,336	14,259	14,037
可燃ごみ	t/年	11,740	12,123	12,337	12,347
不燃ごみ等	t/年	265	160	214	167
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	t/年	1,572	1,378	996	809
粗大ごみ	t/年	376	675	712	714
事業系ごみ排出量	t/年	5,151	5,168	5,154	5,168
可燃ごみ	t/年	4,898	5,011	4,997	5,011
その他	t/年	253	157	157	157
資源回収量	t/年	2,611	2,120	1,519	1,213
自治会回収量(市収集)	t/年	1,791	1,374	878	642
団体回収(集団回収)	t/年	821	747	641	571
ごみの総排出量	t/年	21,716	21,624	20,932	20,418
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	845	839	818	807
家庭系ごみ排出量	g/人日	617	617	601	590
可燃ごみ	g/人日	519	521	520	519
不燃ごみ等	g/人日	12	7	9	7
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	g/人日	70	59	42	34
粗大ごみ	g/人日	17	29	30	30
(資源物を除く家庭系ごみ排出量)	g/人日	548	557	559	556
事業系ごみ排出量	g/人日	228	222	217	217
1人1日当たりの自治会回収量(市収集)	g/人日	79	59	37	27
1人1日当たりの団体回収量(集団回収)	g/人日	36	32	27	24
1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	961	930	882	858
1日当たりの事業系ごみ排出量※1	t/日	14	14	14	14
KCS中間処理量	t/年	17,495	18,116	18,285	18,285
資源化量	t/年	6,287	5,530	4,482	3,941
資源回収量	t/年	2,611	2,120	1,519	1,213
クリーンセンター資源化量	t/年	1,572	1,378	996	809
KCS資源化量	t/年	2,103	2,032	1,967	1,919
リサイクル量	t/年	6,287	5,530	4,482	3,941
リサイクル率	-	28.9%	25.6%	21.4%	19.3%
最終処分量	t/年	577	679	685	685
KCS溶融飛灰最終処分量	t/年	575	677	683	683
し尿残渣最終処分量	t/年	2	2	2	2
最終処分率	-	3.0%	3.5%	3.5%	3.6%
原単位	g/人日	25.5	29.2	28.9	28.8

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※1表記上は整数としていますが、年間排出量は小数点第1位までの数値で計算しています。

2. 本計画の数値目標

(1) 1人1日当たりのごみの総排出量

本市では、令和7年（2025年）度まで人口は増加する見込みとなっていますが、ごみ総排出量は、減少する見込みとなっています。平成30年（2018年）度のごみ総排出量の実績と比較すると令和7年度では3.2%減少する見込みです。第9次千葉県廃棄物処理計画では、令和2年（2020年）度に平成25年（2013年）度比で約10.1%低減する目標となっていますが、本市の令和2年度の見通しでは、達成することは難しいと考えられます。

したがって、本市では、ごみの総排出量について、国計画の目標値に準じた目標値を検討します。

国計画では、令和7年度に1人1日当たりのごみ総排出量の目標値850g以下とされていることから、本市も中間目標年度である令和7年度の目標値を850g以下とし、目標年度である令和13年（2031年）度の目標値については、ごみ総排出量の見通しを踏まえ、830g以下とします。

1人1日当たりのごみ総排出量の目標値

中間目標値：令和7年度（2025年度） 850g以下

目標値：令和13年度（2031年度） 830g以下

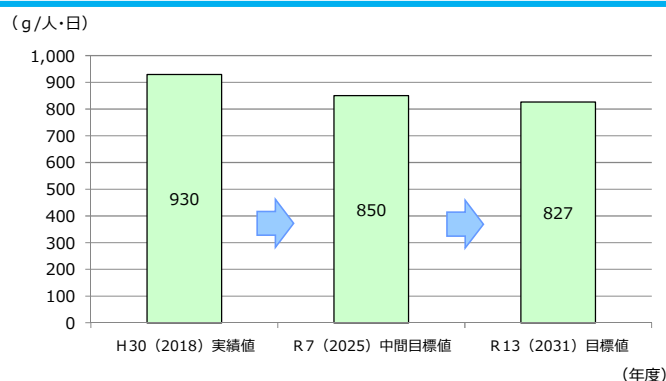


図 2-20 1人1日当たりのごみ総排出量の実績と目標値

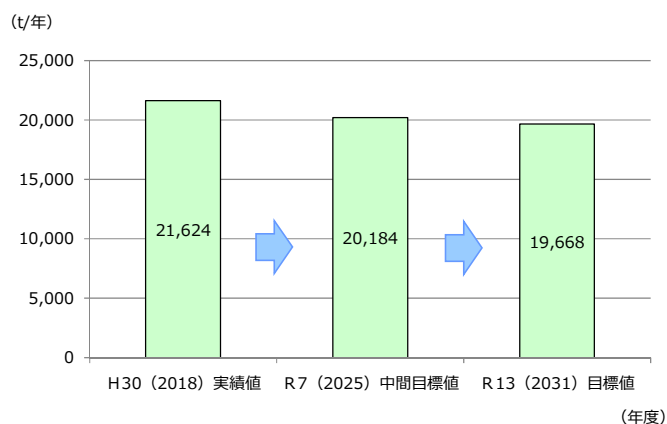


図 2-21 ごみ総排出量の実績と目標値

(2) 1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）の排出量は、平成29年（2017年）度時点で、国、県平均を上回っています。

国計画の数値目標は、令和7年（2025年）度に440g以下とすることになっていますが、本市の現状を踏まえ、令和13年（2031年）度に440g以下とする数値目標とします。（令和7年度数値目標は、488g以下とします。）

1人1日当たりの家庭系ごみ（資源物を除く）の目標値

中間目標値：令和7年度（2025年度） 488g以下

目標値：令和13年度（2031年度） 440g以下

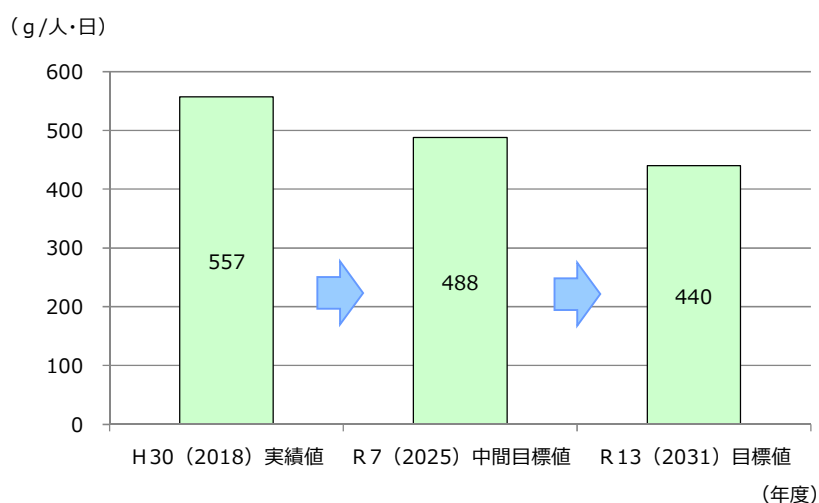


図 2-22 1人1日当たり家庭系ごみ（資源物を除く）の実績と目標値

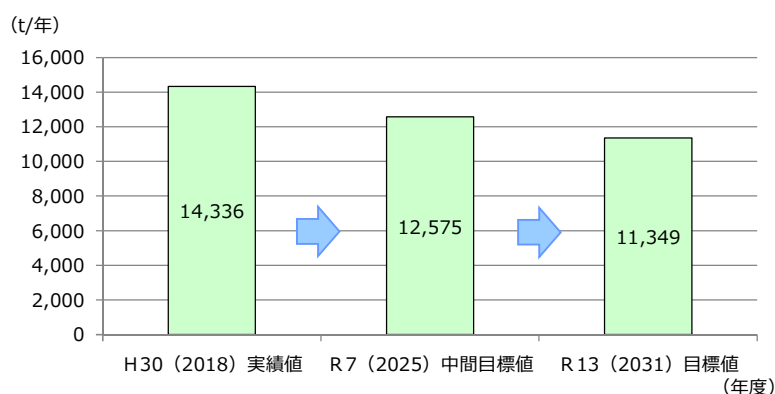


図 2-23 家庭系ごみ排出量の実績と目標値

(3) リサイクル率

本市のリサイクル率は、平成29年（2017年）度時点で、国、県平均を上回っていますが、資源化量については、減少してきています。これは、古紙の回収量が減少したことなどが考えられます。現状では、県計画に掲げる令和2年（2020年）度の目標値である30%を達成することは、困難な状況となっています。

しかし、循環型社会を構築する上で、リサイクルは重要であることから、分別の徹底、自治会回収等の推進や新たな取り組みを実施することで、令和7年（2025年）度は、27%以上、令和13年（2031年）度には、30%以上を達成することを目標とします。

リサイクル率の目標値

中間目標値	： 令和 7年度（2025年度）	27%以上
目標値	： 令和13年度（2031年度）	30%以上

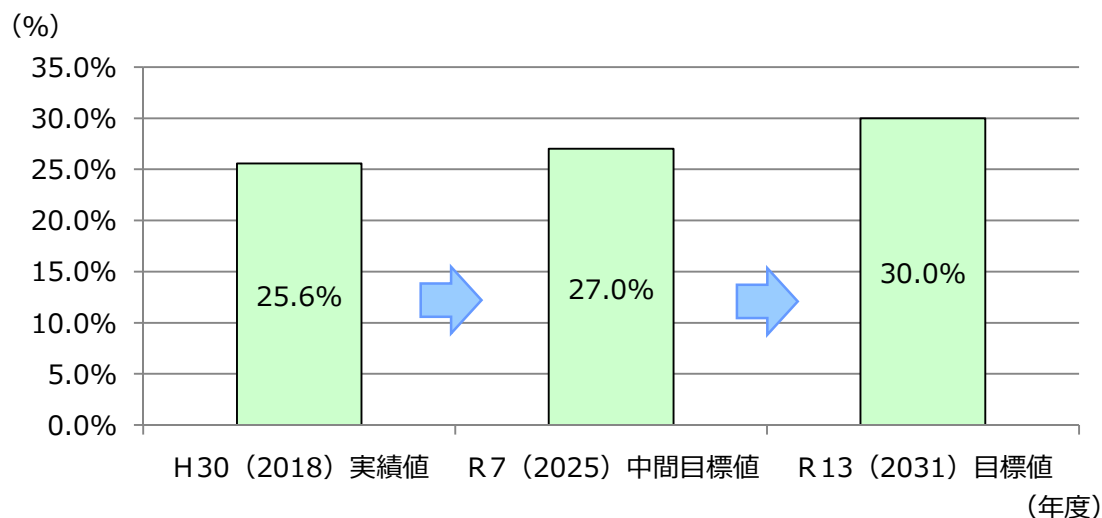


図 2-24 リサイクル率の実績と目標値

(4) 最終処分量

本市が最終処分している廃棄物のほとんどは、KCSでの溶融処理により発生する溶融飛灰となっています。

最終処分量は、ごみ処理量に比例することから、ごみ減量化・資源化を促進し、令和7年（2025年）度に613t以下、令和13年（2031年）度には、575t以下に削減することとします。

最終処分量の目標値

中間目標値：令和 7年度（2025年度） 613t 以下
目標値：令和13年度（2031年度） 575t 以下

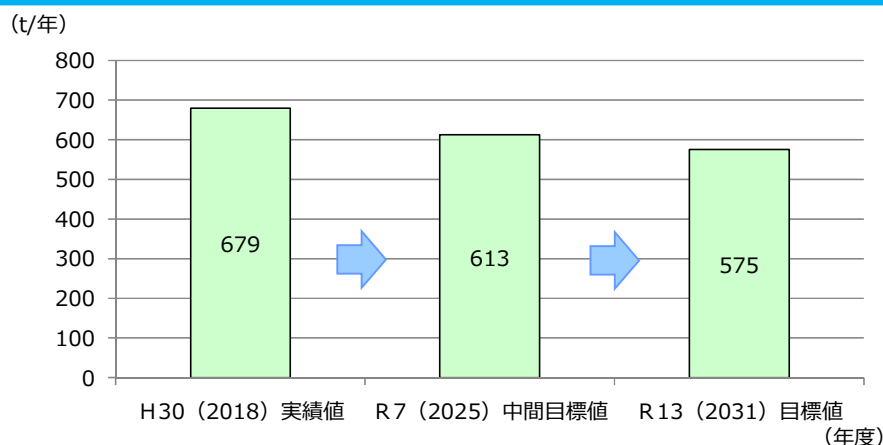


図 2-25 最終処分量の実績と目標値

(5) リサイクルを実践している市民の割合

市が実施している「袖ヶ浦市政に関する市民意識調査」において、「リサイクルを実践している市民の割合」を調査しています。

本市の現状及び今後の新たな取り組みを踏まえ、令和7年度に90%以上、令和13年度には、93%以上に向上することを目標とします。

リサイクルを実践している市民の割合の目標値

中間目標値：令和 7年度（2025年度） 90% 以上
目標値：令和13年度（2031年度） 93% 以上

日頃からリサイクルを実践している市民の割合

調査年度	割合
平成23年度・2011年度	82.7%
平成26年度・2014年度	85.7%
平成31年度・2019年度	83.9%
令和 元年度・2019年度	83.5%

表 2-8 目標を達成した場合の排出量

(年度)

	単位	実績		目標	
		H26 2014	H30 2018	R7 2025	R13 2031
年間日数	日	365	365	365	366
人口	人	61,927	63,704	65,000	65,000
ごみの排出量	t/年	19,104	19,504	17,503	16,290
可燃ごみ合計	t/年	16,638	17,134	15,431	14,450
不燃ごみ・粗大ごみ等合計	t/年	894	993	1,076	1,031
家庭系ごみ排出量	t/年	13,954	14,336	12,575	11,349
可燃ごみ	t/年	11,740	12,123	10,653	9,659
不燃ごみ等	t/年	265	160	214	167
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	t/年	1,572	1,378	996	809
粗大ごみ	t/年	376	675	712	714
事業系ごみ排出量	t/年	5,151	5,168	4,928	4,941
可燃ごみ	t/年	4,898	5,011	4,778	4,791
その他	t/年	253	157	150	150
資源回収量	t/年	2,611	2,120	2,681	3,378
自治会回収(市収集)	t/年	1,791	1,374	2,040	2,807
団体回収(集団回収)	t/年	821	747	641	571
ごみの総排出量	t/年	21,716	21,624	20,184	19,668
1人1日当たりのごみの排出量	g/人日	845	839	738	685
家庭系ごみ排出量	g/人日	617	617	530	477
可燃ごみ	g/人日	519	521	449	406
不燃ごみ等	g/人日	12	7	9	7
資源ごみ(クリーンセンター資源化量)	g/人日	70	59	42	34
粗大ごみ	g/人日	17	29	30	30
(資源物を除く家庭系ごみ排出量)	g/人日	548	557	488	443
事業系ごみ排出量	g/人日	228	222	208	208
1人1日当たりの自治会回収量(市収集)	g/人日	79	59	86	118
1人1日当たりの団体回収量(集団回収)	g/人日	36	32	27	24
1人1日当たりのごみの総排出量	g/人日	961	930	851	827
1日当たりの事業系ごみ排出量※1	t/日	14	14	13.5	13.5
KCS中間処理量	t/年	17,495	18,116	16,348	15,343
資源化量	t/年	6,287	5,530	5,574	6,035
資源回収量	t/年	2,611	2,120	2,681	3,378
クリーンセンター資源化量	t/年	1,572	1,378	996	809
KCS資源化量	t/年	2,103	2,032	1,897	1,848
リサイクル量	t/年	6,287	5,530	5,574	6,035
リサイクル率	-	28.9%	25.6%	27.6%	30.7%
最終処分量	t/年	577	679	613	575
KCS溶融飛灰最終処分量	t/年	575	677	611	573
し尿残渣最終処分量	t/年	2	2	2	2
最終処分率	-	3.0%	3.5%	3.5%	3.5%
原単位	g/人日	25.5	29.2	25.8	24.2

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※1表記上は整数としていますが、年間排出量は小数点第1位までの数値で計算しています。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

第1項 生活排水の処理の現状

1. 処理形態別人口の推移

本市における水洗化・生活雑排水処理人口（コミュニティプラント、合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設）、水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）は、以下のとおりです。

過去5年間に於いて、処理形態別人口は、やや増加傾向で推移しており、処理形態別人口比率も大きな変動がありません。平成30年（2018年）度で、公共下水道人口67.3%、合併処理浄化槽人口18.8%、農業集落排水施設人口4.5%、コミュニティプラント人口0.4%、単独処理浄化槽人口7.7%となっています。

公共下水道人口と合併処理浄化槽人口と農業集落排水施設人口とコミュニティプラント人口を合わせ、計画処理区域内人口で除した生活排水処理率も同様に横ばいで推移し、平成30年度では90.99%となっています。

（年度）

表 3-1 処理形態別人口の実績

（単位：人）

区分	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
1. 計画処理区域内人口	61,928	62,147	62,390	63,251	63,704
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	55,986	56,233	56,698	57,418	57,964
(1) コミュニティプラント	542	243	263	263	262
(2) 合併処理浄化槽	11,949	12,060	12,144	11,982	11,980
(3) 公共下水道	41,124	41,176	41,431	42,249	42,858
(4) 農業集落排水施設	2,371	2,754	2,860	2,924	2,864
水洗化・生活雑排水処理率	90.40%	90.48%	90.88%	90.78%	90.99%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	5,374	5,234	5,073	5,007	4,914
4. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

2. 生活排水の処理実績

(1) 生活排水処理量の推移

表 3-2 生活排水処理量の推移

(年度)

区分	単位	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
収集量	し尿	k l	1,308	1,395	1,537	1,431
	浄化槽汚泥	k l	10,078	9,670	10,104	9,746
	合計	k l	11,386	11,065	11,641	11,177
						11,212

(2) 生活排水処理費用

表 3-3 生活排水処理費用の推移

(年度)

(単位：千円)

区分	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)
建設・改良費	12,107	14,234	21,317	19,872	8,458
中間処理費	16,789	14,522	13,184	14,311	15,466
その他費用	36,604	35,408	37,645	35,832	36,095
合計	65,500	64,164	72,146	70,015	60,019

3. 生活排水処理の評価

(1) 生活排水処理の評価

実績：平成30年（2018年）度生活排水処理率90.99%

評価：下水道処理人口、農業集落排水処理人口の増とともに、規制緩和による市街化区域隣接地の開発増加により合併処理浄化槽設置人口も大幅な増加となったことから、生活排水処理率90.99%に向上し、千葉県平均の88.6%を上回っています。しかし、全国平均の91.4%を下回っていることから、引き続き、処理率の向上に努めます。

(2) 生活排水処理の課題

- 合併処理浄化槽の普及促進等により、生活排水処理率は年々上昇していますが、今後も引き続き、各污水处理施設の特性を活かし、効率的、計画的な施設の維持管理を行うとともに、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図り、生活排水未処理人口をできるだけ減少させていく必要があります。
- 公共下水道や合併処理浄化槽の設置状況に関わらず、廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用などは、設備の機能低下が懸念されるため、日頃から情報提供や啓発の必要があります。
- 浄化槽の維持管理については、法令によって定期的な保守点検、清掃及び水質検査が義務付けられていますが、県内においては水質検査を受検していない設置者が多いことから、浄化槽の機能低下による、公共用水域への影響が懸念されています。これらのことから、浄化槽の設置者に対し、維持管理の徹底に向けた啓発活動を通じて、適正管理を促進する必要があります。
- し尿等積み替え施設は現在、稼働開始から25年以上が経過し、老朽化が進行しており、長期的な安定処理に懸念が生じているため、維持管理方法や施設の今後のあり方について検討する必要があります。

第2節 生活排水処理基本方針

第1項 生活排水処理基本方針

これまでの生活排水対策の方針としては、生活排水の適正処理を図るため、生活排水処理施設の整備に重点を置いてきたところですが、千葉県において、県全域を対象にした総合的な汚水処理の構想として「全県域汚水適正処理構想」が策定され、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の各種事業が推進されています。

このことから、生活排水処理のうち、本市で整備している公共下水道及び農業集落排水については、構想に基づいて適正な汚水処理施設整備の促進を図るものとし、本計画では、個別処理である合併処理浄化槽への転換促進及びし尿・浄化槽汚泥の適正に処理することを基本方針とします。

基本方針1 合併処理浄化槽への転換促進

生活排水（し尿及び生活雑排水）は水環境に与える負荷が大きいことから、飲料水や水生生物の生息環境等として重要な河川等の公共用水域を健全に保ち、水路等の身近な地域環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道・農業集落排水施設の整備と併せ、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設整備を促進することで、一般廃棄物処理の観点から生活排水の適正処理を図ります。

基本方針2 浄化槽の適正管理の推進

既に設置されている浄化槽（合併及び単独）が処理能力を十分に発揮できるように、市民や事業者に対して、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査の必要性等を啓発します。また、不適正な管理状態にある浄化槽については、指導権限のある県と連携を図りながら改善を図ります。

基本方針3 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥については、し尿積み替え施設にて前処理を行い、下水道終末処理場を活用した処理を継続するとともに、し尿積み替え施設で発生した汚泥については、中間処理による減容化及び資源化を継続して実施します。

第2項 生活排水処理計画の施策

1. 施策の体系

3つの基本方針を実現するため、本市が進める具体的な施策は以下のとおりです。

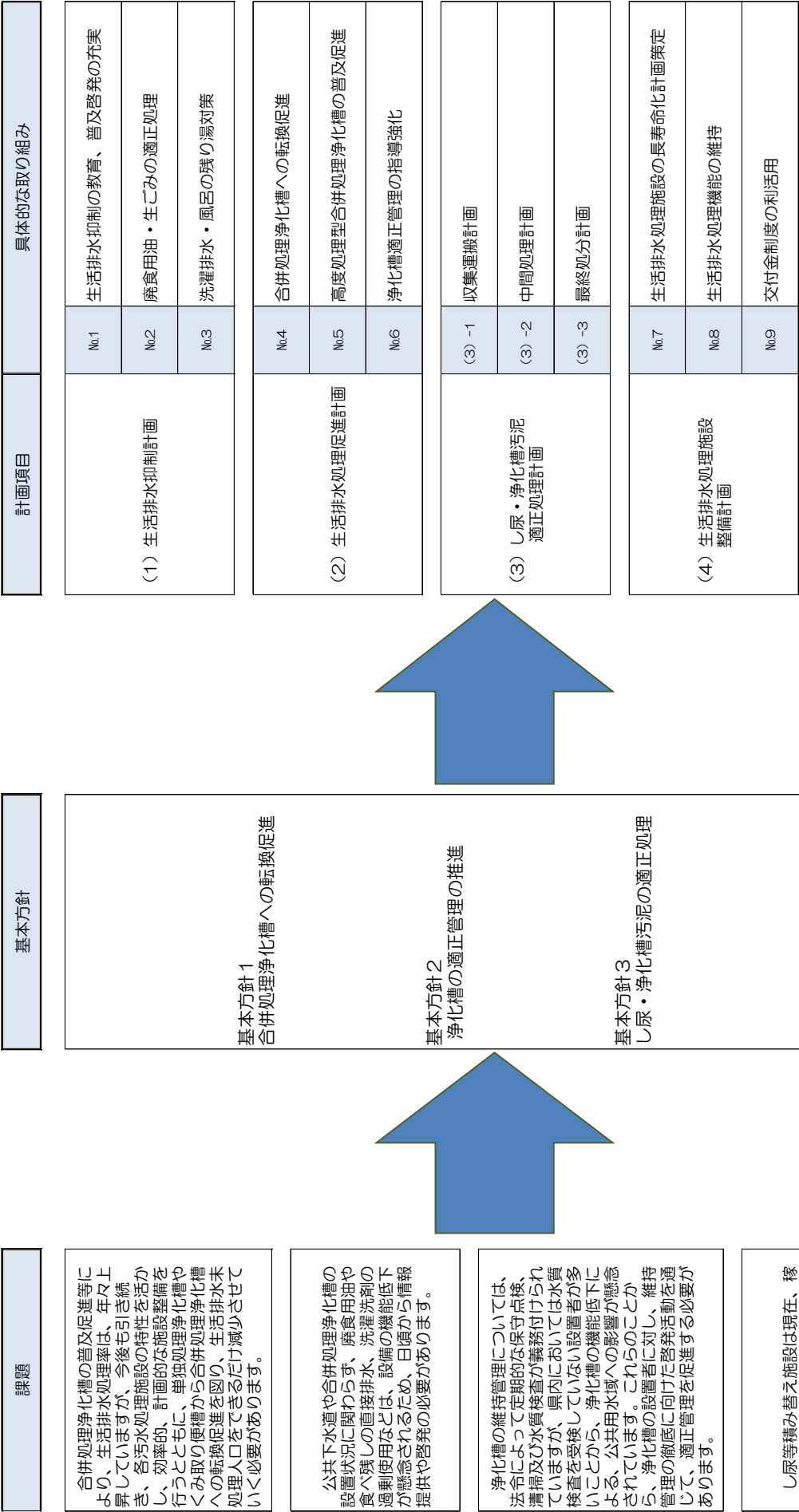


図 3-1 施策体系図

第4章 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、PDCAサイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。計画の評価については、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認します。

また、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析」における評価についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、計画の進行状況を管理するものとします。

計画の進捗状況については、中間年度を評価時期として、評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く住民に公表するとともに、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画進行を行うこととします。

PDCAサイクルの概念図を示します。

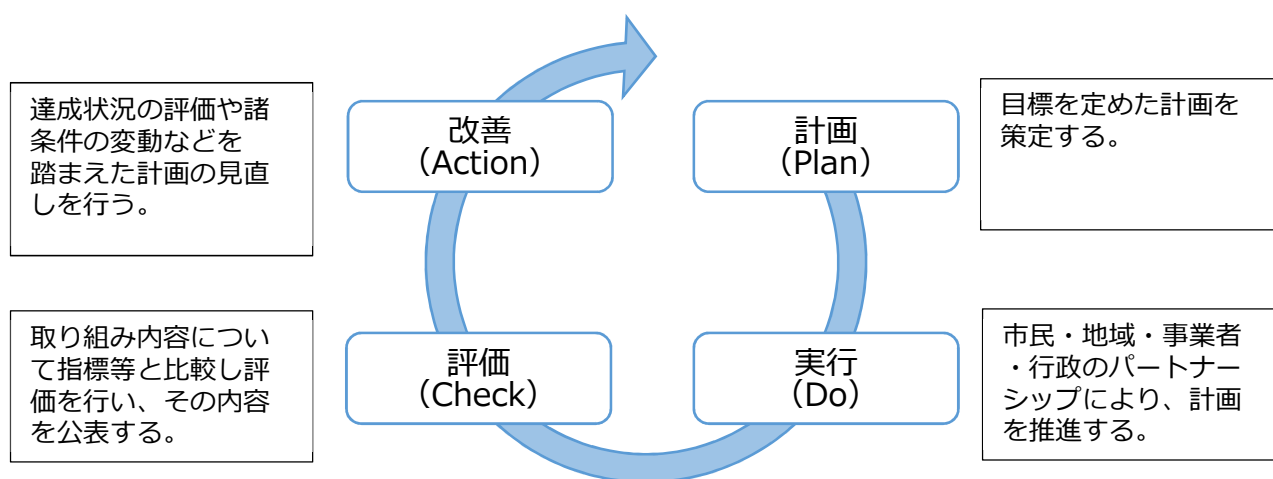


図 4-1 PDCAサイクルの概念図

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行年月 令和 2年 3月

発 行 千葉県袖ヶ浦市廃棄物対策課
住 所 千葉県袖ヶ浦市長浦 580-5